

令和6年5月30日
東日本高速道路株式会社
長野工事事務所

E18 上信越自動車道 落石対策工事で発生する岩石の 受け入れ先を募集しています

NEXCO東日本 長野工事事務所(長野県長野市)では、群馬県安中市松井田町北野牧で行っている落石対策工事に伴い発生する岩石等の受け入れ先を募集します。

1. 募集期間

令和6年6月～令和7年11月

2. 資格要件、運搬条件等

- ・別紙1「上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入希望者公募要領」参照のこと
- ・岩石等の状況については、別紙2を参照のこと

【岩石等発生場所】



地理院地図(国土地理院)(<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに加工

3. 申し込み方法及び期限

(1) 岩石等の受入希望申込書等の提出先

〒380-0904 長野県長野市七瀬中町 161-1 ハーモニー七瀬ビル 本館5階

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所

電話番号:026-269-6281

メール:kitanomaki-c-nagano@e-nexco.co.jp

(2) 岩石等の受入希望申込書等の提出方法

申込書(様式1)を持参、郵送もしくはメールにて提出すること。

(3) 岩石等の受入希望申込書提出期限

令和7年8月末日

ただし、申込時期によっては、岩石等が搬出できない場合がある。また、岩石等が無くなり次第申込は締め切るものとする。

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入希望者公募要領

第1 趣旨

東日本高速道路株式会社が群馬県安中市松井田町北野牧で実施している上信越自動車道(落石対策)北野牧(その2)工事において発生する岩石等の有効活用のため、岩石等の受入れを希望する者の公募を行うもの。

第2 岩石等の受入希望者の申込みの手続き

岩石等の受入れを希望する者(以下「受入希望者」という。)は、受入希望申込書(様式1)に以下の書類を添えて東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所に提出するものとする。

- (1) 受入地に関する図面(位置図、平面図、横断図等)
- (2) 受入地等に関する現場写真(受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの)
- (3) 受入地の所有者がわかる地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等の書面
(受入希望者と所有者が異なる場合には、所有者の同意書)
- (4) その他(資格要件を確認する上で必要とするもの)

第3 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入希望者の受付

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長は、第6に定める受入希望申込書の提出があった受入希望者について、受入条件、資格要件及び関係法令の許可条件等を確認する。

(2) 受入希望者との面談

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長は、第3(1)の内容等について受入希望者と面談を実施し再度確認を行う。

(3) 受入者の決定

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長は、第3(1)及び(2)の手続により、受入者の選定を行い、当該受入希望者に対し選定結果を第7に定めるとおり通知する。

第4 受入希望者の資格要件

岩石等の受入れを申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 受入場所が現場から4km以内であること、または無償で搬出・運搬が可能なもの
- (2) 砕石や土砂などの販売を業としない者であること
- (3) 別表1の暴力団排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと
- (4) 受入土量が1箇所あたり4m³程度を超え、受入場所の面積が十分確保されていること
- (5) 受入場所に至る道路について、大型ダンプトラック(10t車)等が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく、安全に通行できるよう幅員が確保されていること
- (6) 土砂の搬入までに、受入れに必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること
- (7) 発生した岩石等の状態で受入れるものとし、岩石の破砕等の作業を求めないこと

- (8) 受入場所の造成に必要となる、擁壁、盛土の転圧等の受入場所に要する費用は受入側が負担すること、また、岩石等の荷下ろし後の管理責任は受入側とすること
- (9) 搬入時期については、工事の搬出に合わせた受入れが可能であること
- (10) 希望する受入量は、最大希望量とし、希望量全量を確保することを求めないこと
- (11) 東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をするおそれがないこと

第5 発生岩石等

発生岩石等に関する詳細は次のとおりである。

- (1) 発生場所 群馬県安中市松井田町北野牧
- (2) 発生期間 令和6年6月～令和7年11月
ただし、事業の進捗状況によって変更する場合がある。
- (3) 状態及び発生量(目安)
状態:主に安山岩 粒径0～15cm程度
発生量(目安):総量約7万m³、3,000m³程度/月
- (4) 運搬条件等

①受入者自身での搬出を希望する場合

第5(1)に記載の発生場所にある岩石等の運搬を行う。発生場所にある岩石等はすべて搬出するものとし、岩石等の大きさ等による選別・存置は認めない。なお岩石等の積み込みは東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所が契約する工事受注者が行う。

②受入者自身での搬出を希望しない場合

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所が契約する工事受注者が、受入場所まで運搬・荷下ろしを行う。また、岩石等の大きさごとに分別した上での運搬は行わないものとする。

第6 岩石等の受入希望申込書等の提出先等

(1) 岩石等の受入希望申込書等の提出先

〒380-0904 長野県長野市七瀬中町161-1 ハーモニー七瀬ビル 本館5階
東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所
電話番号:026-269-6281
メール:kitanomaki-c-nagano@e-nexco.co.jp

(2) 岩石等の受入希望申込書等の提出方法

申込書(様式1)を持参、郵送もしくはメールにて提出すること。

(3) 岩石等の受入希望申込書提出期限

令和7年8月末日

ただし、申込時期によっては、岩石等が搬出できない場合がある。また、岩石等が無くなり次第申込は締め切るものとする。

第7 受入者の決定の通知

東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長は、第3の受入者の選定結果を様式4又は様式5により通知する。なお、受入者の決定通知(様式4)を受けた者は、以下の書類を、東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長に提出すること。

- ① 受入地の所有者及び申込者がわかる地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等の書面(ただし、受入希望申込書提出時から変更があった場合に限る)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 報告書(様式3)及び関係法令許可証等の写し(ただし、関係法令の許可等が必要な場合に限る)

第8 受入れの取り消し

- (1) 受入場所の状況等により受入れの必要がなくなった時は、取消願(様式6)を提出するものとする。
- (2) 東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長は、取消願が提出された時は、受入を取り消す。

第9 その他

- (1) 今回の公募に関連して要する費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入希望申込書は返却しない。
- (3) 受入者の決定後、受入の途中においても第4に定める資格要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入れが確認された場合及び誓約書に記載された要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定を取り消し、それ以後の搬出は行わない。
- (4) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所長が協議の上、決定するものとする。

別表1

(第4の(3)関係)暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等(受入者が個人である場合にはその者を、受入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に係る契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき

(様式1)

令和 年 月 日

受入希望申込書

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所長 宛

申込者の

住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入希望について

「上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入希望者公募要領」に定められた資格要件、条件等を十分確認の上、下記のとおり受入を希望しますので、関係書類を添えて申し込めます。

記

1. 受入地の位置 ○○県○○市○○
2. 受入れの目的
3. 受入地の面積(m²) m²
4. 受入れ希望土量(m³) m³
5. 受入れ希望時期 令和○年○月から令和○年○月まで
6. 受入れに伴って関係する法令
 - ・
 - ・
7. 岩石等の搬出について(いずれかに○をつけてください)
 - 受入者自身で搬出を希望する ・ 受入者自身での搬出を希望しない
8. 担当者の氏名
9. 連絡先 電話
携帯
メール
10. 添付書類
 - ①受入地に関する図面(位置図、平面図、横断図等)
 - ②現場写真(受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの)
 - ③受入地の所有者がわかる地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等の書面

(受入希望者と所有者が異なる場合には、所有者の同意書)

④その他(資格要件を確認する上で必要とするもの)

(様式2)

令和 年 月 日

誓約書

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所長 様

申込者の
住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入希望について

標記について、下記のとおり対応することを誓約します。

記

- 1 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保できなくても了承します。
- 2 受入地において、土砂の荷卸し後は、自社(私)の責任において管理します。万が一、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。
- 3 受入地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。
- 4 申込書の6に示す土砂の受入に伴って関係する以下の法令については、受入れまでに必要な手続きを完了させます。なお、手続き完了後は、速やかに様式3によりその旨を報告します。
(※今後、関係法令の許可等を受ける必要がない場合には4の項目は削除してください。)

(様式3)

令和 年 月 日

報告書

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所長 様

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入にあたり
必要な関係法令手続きについて

誓約書の4で示した「〇〇条例」及び「〇〇法」については、別添許可書写しのとおり、それぞれ
令和〇年〇月〇日、同年〇月〇日に許可を受けました。

申込者の

住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(様式4)

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名

東日本高速道路株式会社
関東支社長野工事事務所長

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入者の決定について

令和 年 月 日付けで申し込みのあった標記の受入希望については下記のとおり決定したので
通知します。

記

受渡予定量:約 m^3
受渡時期:令和〇年〇月から〇年〇月まで

※様式2の提出をお願いします。

(様式5)

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名

東日本高速道路株式会社
関東支社長野工事事務所長

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入について

令和 年 月 日付で申し込みのあった標記の受入希望については審査の結果、以下の理由により、受入者となることができませんでしたので通知します。
なお、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

(理由)

記

問合せ先 東日本高速道路(株)関東支社長野工事事務所

電話 026-269-6281

(様式6)

令和 年 月 日

取 消 願

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所長 様

上信越自動車道落石対策工事に伴い発生する岩石等の受入の取消について

このことについて、今後、受入の必要がなくなりましたので、岩石等の受入れの取消をお願いします。

申込者の
住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

参考写真① 発生した岩石等の状況



参考写真② 発生した岩石等の近景

